

鹿児島県における平成25年度PRTRデータの集計結果の概要

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づくPRTR制度により集計された化学物質の環境への排出量・移動量等について、鹿児島県内の概況をまとめました。

1 届出状況

事業所からの届出件数は456件（全国の1.3%，全国36,504件）で、前年度（459件）より3件減となりました。業種別の届出状況は、表1のとおりです。

表1 業種別届出状況

業 種		届出数	業 種		届出数
金属鉱業		1	その他の製造業		1
製 造 業	食料品製造業	11	電気業		26
	飲料・たばこ・飼料製造業	7	ガス業		0
	酒類製造業	2	下水道業		25
	繊維工業	1	鉄道業		0
	木材・木製品製造業	1	倉庫業		5
	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	石油卸売業		13
	出版・印刷・同関連産業	0	燃料小売業		261
	化学工業	5	洗濯業		1
	農薬製造業	1	自動車整備業		1
	石油製品・石炭製品製造業	9	一般廃棄物処理業（ごみ 処分業に限る。）		35
	プラスチック製品製造業	1	産業廃棄物処分業		6
	ゴム製品製造業	0	特別管理産業廃棄物処分業		1
	窯業・土石製品製造業	2	医療業		1
	非鉄金属製造業	5	高等教育機関		2
	金属製品製造業	4	自然科学研究所		4
	一般機械器具製造業	2			
	電気機械器具製造業	15			
	輸送用機械器具製造業	2			
	船舶製造・修理、船用機関製造業	3	合 計		456

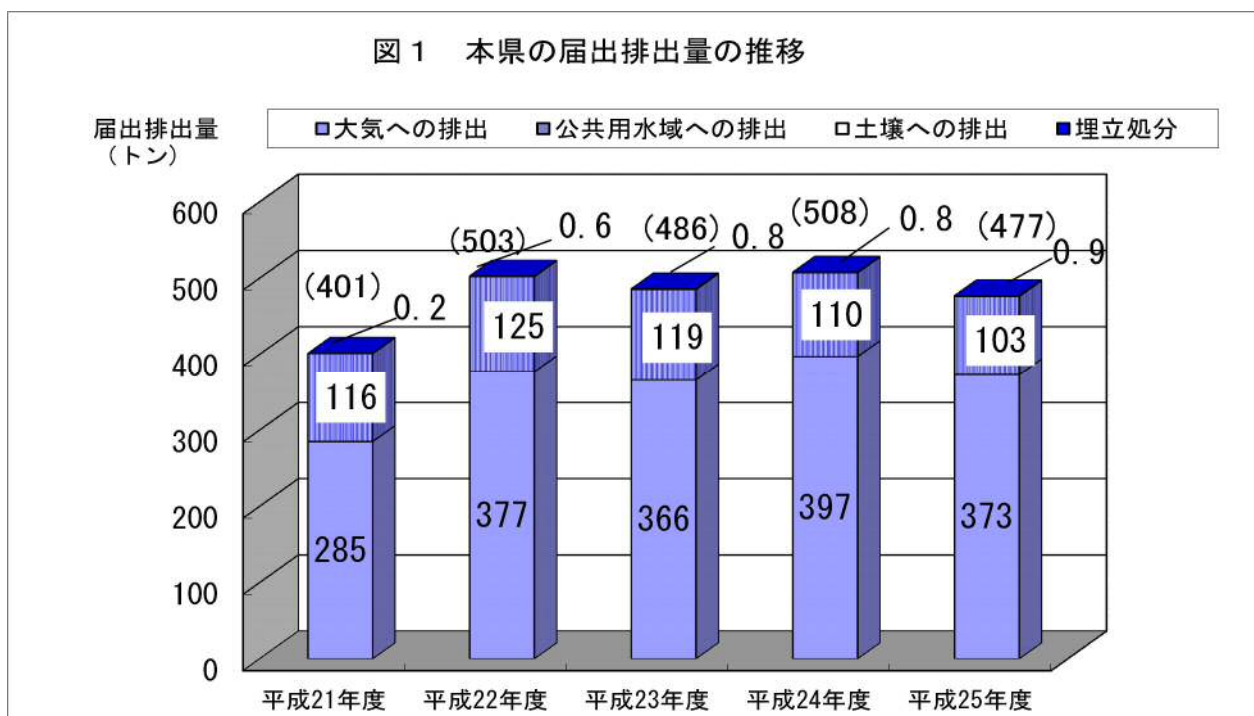
2 届出排出量・移動量の概要

(1) 届出排出量・移動量

平成25年度における総届出排出量・移動量は652トン（全国の0.17%，全国375,668トン）、うち総届出排出量は477トン（全国の0.30%，全国160,178トン）、総届出移動量は175トン（全国の0.08%，全国215,491トン）となっています。

総届出排出量：477トン	— 大気への排出	374トン
	— 公共用水域への排出	103トン
	— 土壌への排出	0.89トン
	— 埋立処分	0トン
総届出移動量：175トン	— 事業所外への廃棄物としての移動	175トン
	— 下水道への移動	0.005トン

総届出排出量477トンのうち、環境への排出先としては、大気への排出が374トンと一番多く、次いで公共用水域への排出が103トンとなりました。平成25年度は平成24年度と比較して、31トン減少しました。



(2) 届出排出量・移動量の多い物質

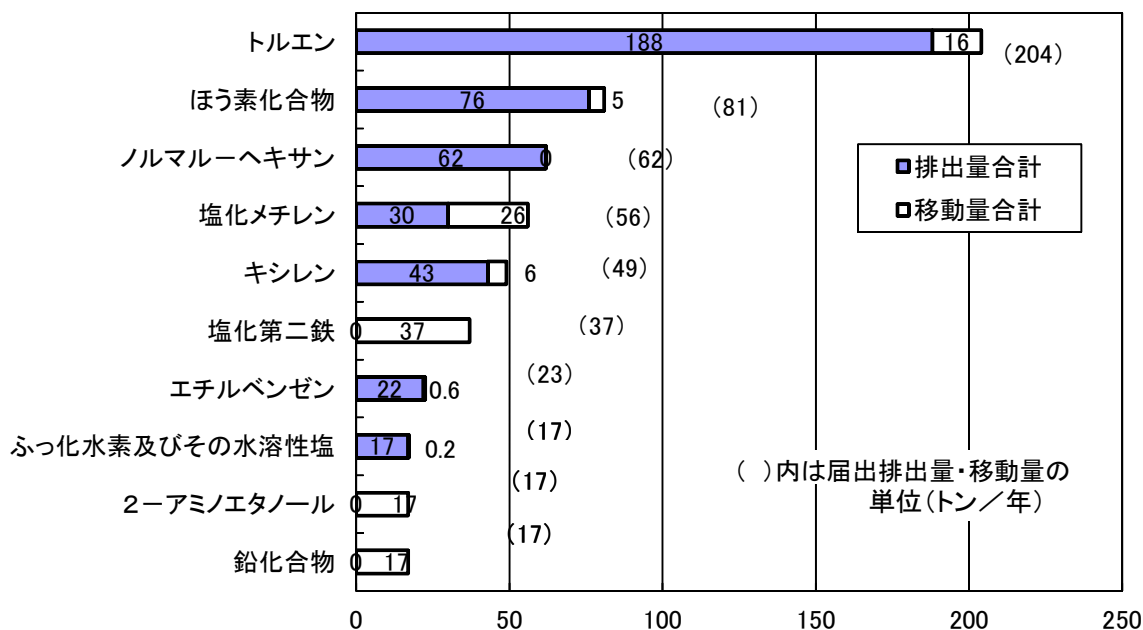
届出のあった物質数は90で、排出量・移動量合計の上位10物質は表2のとおりです。上位10物質の構成は前年度と同様で、トルエンが最も多く、次いで、ほう素化合物、ノルマルーヘキサンの順となりました。

表2 本県及び全国の届出排出量・移動量の上位10物質とその量

順位	鹿児島県			全 国		
	物 質 名	届出排出量・移動量合計(トン/年)	届出排出量移動量割合 (%)	物 質 名	届出排出量・移動量合計(トン/年)	届出排出量移動量割合 (%)
1	トルエン	204	31.3	トルエン	89,393	23.4
2	ほう素化合物	81	12.4	マンガン及びその化合物	49,932	13.1
3	ノルマルーヘキサン	62	9.5	キシレン	36,069	9.5
4	塩化メチレン	56	8.6	エチルベンゼン	17,378	4.6
5	キシレン	49	7.5	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	17,241	4.5
6	塩化第二鉄	37	5.7	クロム及び三価クロム化合物	16,797	4.4
7	エチルベンゼン	23	3.5	ノルマルーヘキサン	14,031	3.7
8	ふっ化水素及びその水溶性塩	17	2.6	ふっ化水素及びその水溶性塩	12,161	3.2
9	2-アミノエタノール	17	2.6	N, N-ジメチルホルムアミド	9,304	2.4
10	鉛化合物	17	2.6	塩化第二鉄	9,297	2.4
	上位10物質の合計	563	86.3	上位10物質の合計	271,603	71.2
	合計	652	100.0	合計	381,368	100.0

(注) 各化学物質ごとの合計と全体の合計は、端数の関係で異なることがあります。

図2 本県の届出排出量・移動量の上位10物質とその量



(注) 各化学物質ごとの合計と全体の合計は、端数の関係で異なることがあります。

(図2の補足説明)

- ・トルエン、ノルマルーヘキサン、キシレンは大気への排出量が多い。(主な用途：溶剤、ガソリン成分)
- ・ほう素化合物は公共用水域への排出が多い。(主な用途：金属の還元剤)
- ・塩化メチレンは、大気への排出量と廃棄物としての移動量が多い。(主な用途：洗浄剤)

3 届出外排出量・届出排出量の概要

(1) 届出外排出量の推計値及び届出排出量

経済産業省及び環境省が算出した届出外排出量(推計値)は下表のとおりです。

平成25年度の本県の届出外排出量は5,815トンで、排出量合計の92.4%を占めています。

全国と比較すると、届出外排出量(推計値)の割合が届出排出量に比べて高くなっています。届出外排出量(推計値)と届出排出量を合計すると6,292トンとなり、平成25年度は平成24年度と比較して、330トン増加しました。

表3 本県及び全国の届出外排出量の推計値と届出排出量

	排出量合計	届出外排出量(推計値)					届出排出量
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体	小計	
鹿児島県(トン/年)	6,292	494	3,178	1,039	1,104	5,815	477
構成比(%)	100.0%	7.9%	50.5%	16.5%	17.5%	92.4%	7.6%
全国(トン/年)	400,728	40,771	81,075	51,074	67,629	240,550	160,177
構成比(%)	100.0%	10.2%	20.2%	12.7%	16.9%	60.0%	40.0%

<用語の説明>

対象業種からの届出外排出量：対象業種の事業者で、常時使用の従業員数が20人以下であったり、対象化学物質の年間取扱量が1トン未満であるなどの理由で、届出対象外となった対象化学物質の排出量。

非対象業種からの届出外排出量：届出の対象となっていない業種を営む事業者からの対象化学物質の排出量。例：農業や建設業など

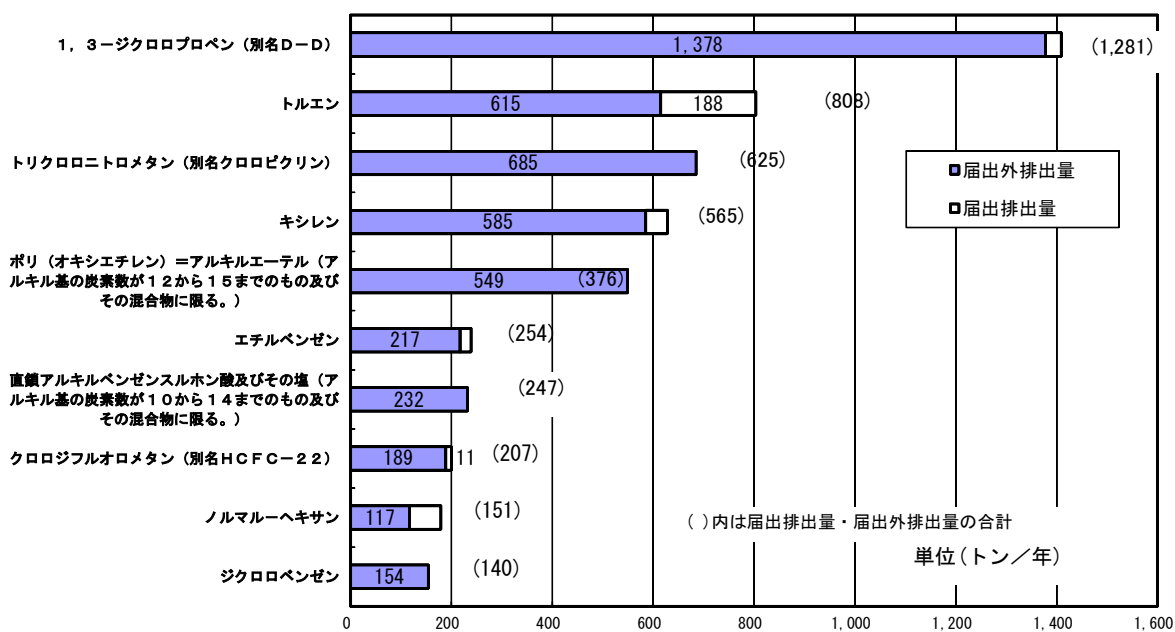
家庭からの届出外排出量：一般家庭における殺虫剤、洗剤などの家庭用製品の使用に伴う排出量。

移動体からの届出外排出量：自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機などの移動体の運行に伴う排出量。

(2) 排出量合計（届出排出量+届出外排出量）の多い物質

届出排出量と届出外排出量（推計値）の合計上位10物質は、図3のとおりです。上位物質の合計は、5,043トンで排出量全体の80.1%にあたります。

図3 本県の届出排出量及び届出外排出量の上位10物質とその量



(注) 各化学物質ごとの () 書きの数値と内訳は、端数の関係で異なることがあります。

(図3の補足説明：主な用途)

- ・1,3-ジクロロプロペン：農薬（殺虫剤）
- ・トルエン：ガソリン成分，溶剤
- ・キシレン：ガソリン・灯油成分，溶剤
- ・ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル：洗剤等に含まれる界面活性剤
- ・トリクロロニトロメタン：農薬（殺虫剤）